

令和5年3月15日

## 福井地区のタクシー運賃改定手続の開始等について

福井地区における運賃改定の要請があった法人タクシーの車両数の合計が、当該地区における法人タクシー全体の車両数の7割に達したため、運賃改定手続を開始します。今後、中部運輸局において運賃改定要否の判定を行い、その判定の結果についてはあらためてお知らせします。

○福井地区（令和5年3月14日現在）

運賃改定要請受付期間	要請事業者 車両数	地区法人 車両数	要請率
令和5年1月18日～令和5年4月17日	611両	840両	72.74%

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 江口、北口、松本  
TEL 052-952-8036

令和5年1月25日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 江口、北口、松本  
TEL 052-952-8036

配布先：福井県政記者クラブ

## 福井地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和5年1月18日、福井県あわら市のケイカン交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、福井地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に、要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、直ちに運賃改定要否判定の審査を開始します。

## 記

## 1. 要請者

法人名：ケイカン交通株式会社

住 所：福井県あわら市二面34-4-8

## 2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

## 【初乗運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	1.1kmまで 600円	1.178kmまで 580円

## 【加算運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	160mまで 100円	261mまで 90円

（※1）福井地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）

福井県全域

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、三方郡美浜町、大飯郡（高浜町、おおい町）、三方上中郡若狭町の9市8町

（※2）福井地区 事業者数及び車両数（令和5年1月18日現在）

事業者数：47者

車両数：840両

※7割以上=588両